

☆☆

「翻訳ひとくちメモ」-Vol.4- 「契約書で使われると意味が変わる単語」

☆☆

岡垣町(福岡県遠賀郡)の海岸では夏から秋にかけて「北斗の水くみ」という天文ショーが見られるそうです。これは北斗七星が海面すれすれを通して再び空に上る姿が、まるで柄杓が海水を汲んでいるように見えることから名づけられたもので九州北岸に限られた現象のようです。

<http://www.town.okagaki.lg.jp/s027/20151015194458.html>

(※福岡県遠賀郡岡垣町ウェブサイトより引用)

牽牛と織女の七夕伝説や夏の三大角など夏の星座には壮大なロマンを秘めたものが多く梅雨明けが待ち遠しい今日この頃です。

| 日本語           | 英語                                 | 備考            |
|---------------|------------------------------------|---------------|
| 七夕            | Star Festival                      |               |
| 天の川           | Milky Way                          |               |
| 北極星(こぐま座ポラリス) | Polar Star (Polaris of Ursa Minor) | 北辰(日本)        |
| 北斗七星(おおぐま座)   | Big Dipper (Ursa Major)            |               |
| 牽牛星(わし座アルタイル) | Cowherd Star (Altair of Aquila)    | 彦星(日本)・夏の三大角  |
| 織女星(こと座ベガ)    | Harp Star (Vega of Lyra)           | 織姫(日本)・夏の三大角  |
| はくちょう座デネブ     | Deneb of Cygnus                    | 夏の三大角         |
| さそり座アンタレス     | Antares of Scorpius                | 大火(中国)・赤星(日本) |
| 夏の三大角         | Great Summer Triangle              |               |

第3号で取り上げた助動詞以外にも契約書で(法律用語として)使われると意味が変わってくる単語があります。第4号ではそれらに焦点をあてます。

(1) Consideration

普通は「考慮、考察、斟酌」の意味ですが、契約書では「(契約上の)約因、対価」の意味になります。通常は成句 in consideration of の形で使用されます。なお「約因」とは「契約の当事者が相手方から取り付けるもの(商品、金銭、役務など)を提供する約束」のことです。

(2) Construction

名詞 construction の動詞は construct と construe の2つがあります。普通は construct の名詞形で「建設、構成」の意味ですが、契約書では construe の名詞形の「解釈」の意味で使われるケースが多いです。

(3) Instrument

普通は「道具、器具」の意味ですが、契約書では「法律文書(証書、契約書、協定書)」の意味で使用されます。また、他動詞で「...に法律文書を提出する」の意味で使用されることも稀にあります。

(4) Material

普通は「原料、材料、物質」の意味ですが、契約書では形容詞で「重要な、実質的な、(証拠などが)判決に重大な影響を及ぼす」の意味や、副詞 materially で「大いに、著しく(considerably)、実質的に」の意味で使用されます。また複数形の名詞 materials で「資料」の意味で使用されます。

(5) Prejudice

普通は「偏見、先入観」の意味ですが、契約書では「不利益、損害、権利の侵害」の意味になります。通常は成句 without prejudice to の形で使用されます。

(6) Title

本来「表題、タイトル、称号（爵位）、肩書」など多くの意味を持ちますが、契約書では「権原」の意味で使われることがあります。「権原」とは単なる所有権（ownership）とは異なり、例えばある物を使用する場合にその使用を正当化する根源的な物的権利、すなわち所有権、地上権等の物権や賃借権、使用借権などの債権のことです。表題、タイトル等の意味で使われることもあるため訳語は文脈から判断する必要があります。

（英文例）

(1) NOW THEREFORE, in consideration of the foregoing premises and mutual covenants contained in this Agreement, the parties hereto agree as follows:

「よって、本契約の当事者は、以上の記述事項および本契約に記載された相互の誓約を約因として以下のとおり合意する。」

(2) This Agreement shall be governed by and construed in accordance with the laws of Japan as to all matters, including validity, construction and performance.

「本契約は効力、解釈および履行を含むすべての事項について日本国法に準拠し、それに従って解釈されるものとする。」

(3) This Agreement shall not be amended, altered, changed or modified in any manner, except by an instrument signed by duly authorized representative of each party.

「本契約は、各当事者の正式に授權された代表者が署名した証書による以外のいかなる方法によっても修正されないものとする。」

(4) If the other party commits a material breach of this Agreement (materially breaches this Agreement) and fails to cure the breach within thirty (30) days of the non-defaulting party's written notice of such breach;

「他方当事者が本契約に対して重大な違反を犯し、かつ違反を行っていない当事者によるかかる違反の書面による通知から 30 日以内に当該違反を是正することを怠った場合;」

(5) If such delay continues for more than one (1) month, the Buyer may terminate this Agreement as to the undelivered portion without prejudice to the Buyer's right to seek damages arising from such termination.

「かかる遅滞が1カ月以上継続したときは、買主は、かかる契約解除によって買主に生じる損害賠償請求権を何ら損なうことなく、引き渡されていない部分につき本契約を解除することができる。」

(6) The Licensor owns all rights, titles and interests in and to the Licensed Technology and all improvements relating thereto.

「ライセンサーは使用許諾技術に係わる全ての権利、権原および権益、ならびに使用許諾技術に関する全ての改良技術を所有するものとする。」

参考文献:

「英文契約書作成のキーポイント」(中村秀雄著、商事法務研究会編)

「英文契約書の基礎知識」(The Japan Times 編)

「ビジネス法務・契約書英語科専門講座テキスト」(サン・フレア アカデミー)

☆☆

「翻訳ひとくちメモ」第4号 2017年6月27日発行

発行元:

産機エンジニアリング株式会社 翻訳・通訳グループ 土中 健弘(文責)

〒804-0002 北九州市戸畑区大字中原 46-59

TEL: 093-871-5139/FAX: 093-872-5219

E-mail: [donaka@sankieng.co.jp](mailto:donaka@sankieng.co.jp)

URL: <http://www.sankieng.co.jp/>

☆☆

Copyright © 2017 SANKI ENGINEERING CORPORATION All Rights Reserved.